

令和 7 年 6 月（定例会追加提出）

# 第 3 9 6 回 宮 城 県 議 会 議 案

目 次  
議 案

		頁
議第102号議案	人事委員会委員の選任につき同意を求めることについて .....	3
議第103号議案	収用委員会委員及び予備委員の任命につき同意を求めることについて .....	4
議第104号議案	選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 .....	5
議第105号議案	県議会議員及び知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 .....	6

議第102号議案

人事委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を人事委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、同意を求める。

三 橋 要 一 郎

令和7年6月25日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議第103号議案

収用委員会委員及び予備委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を収用委員会委員及び予備委員に任命することについて、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により、同意を求める。

委 員

半 沢 章

予備委員

西 村 晃 一

長 谷 川 光 政

令和7年6月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第104号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和25年宮城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第3条 [略]		第3条 [略]	
選挙長	1日につき <u>1万2,200円</u>	選挙長	1日につき <u>1万800円</u>
選挙分会長	1日につき <u>1万2,200円</u>	選挙分会長	1日につき <u>1万800円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
選挙立会人	1日につき <u>1万100円</u>	選挙立会人	1日につき <u>8,900円</u>
選挙分会立会人	1日につき <u>1万100円</u>	選挙分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月25日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議第105号議案

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年宮城県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>41万9,000円</u>を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、1銭に切り上げる。)</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>38万6,500円</u>を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、1銭に切り上げる。)</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金</p>

額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。）

額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。）

第2条 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、県議会議員及び知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用並</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、県議会議員及び知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用並</p>

びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）並びに法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（知事選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の県議会議員及び知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の県議会議員及び知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年6月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩